

WTO林水産物交渉の状況について

平成18年3月
農林水産省

I 非農産品市場アクセス（NAMA）交渉の概要

1. 日時、場所 平成18年3月20日（月）～24日（金）
於：WTO本部（スイス・ジュネーブ）
2. 出席者 農林水産省石島林政部長、竹谷漁政部長、経済産業省小川通商機構部長、財務省長谷川世界貿易専門官他

3. 会合の概要

（1）関税削減方式の三要素（議長主催の少数国非公式会合の結果）

議長が、関税削減方式の三要素の議論について概要以下のとおり報告し、今後これら三要素を統合的に議論し、意見の収斂を図るべきとした。

- ①関税削減方式：二つの係数のスイス方式を基に係数の水準について議論したが、先進国は現実の市場アクセスの改善を、途上国は「相互主義の軽減」を重視する立場を取り、意見は収斂せず。
- ②非譲許品目の扱い：現行の実行税率へのかさ上げを一定値とする方向で議論するも、低率の非譲許品目への配慮を求める国もありまとまらず。
- ③途上国の柔軟性：一部の先進国は、途上国の柔軟性の対象品目を事前に示すべきと主張。途上国の多くは、モダリティ確立後でなければ困難との立場。

（2）非関税障壁（NTB）

NTB二国間交渉におけるリクエスト（4月末が一応の期限）及びそれに対するオファー（回答）の内容を他の加盟国にも提供することについては、各国から特段の異論は出なかった。また、横断的なNTBに係る提案の検討状況等を確認。

（3）NAMA交渉と農業交渉の野心の水準のバランス（香港閣僚宣言パラ24）

アルゼンチンが、両分野における野心の水準について、譲許税率からの削減率を用いて比較・説明し、ECやG10の農業提案は野心の水準が低いと批判（ブラジル、インド等支持）。先進国等からは、両分野の単純な数値比較は不相当とする意見の一方で、両分野での高い野心の実現を目指す試みとして歓迎する意見もあった。

（4）品目カバレッジ（NAMA対象品目の範囲・海草類の扱いに関連）

議長から、品目カバレッジについて引き続き関係国の意見が分かれているとの説明。我が国は、品目リストについては、各国の事情に応じた取扱いを認めるべきと主張しているが（スイス、韓国等支持）、多くの国は厳格な共通リストとすべきと主張。

4. 今後の日程

- 4月中旬（予定） 非農産品市場アクセス交渉会合
- 4月末（予定） モダリティ成立期限
- 7月末（予定） 譲許表提出期限

II ルール交渉における漁業補助金交渉の概要

1. 日時、場所 平成18年3月15日（水）～17日（金）
於：WTO本部（スイス・ジュネーブ）
2. 出席者 農林水産省香川水産物貿易対策室長、
外務省白石世界貿易機関紛争処理室長他

3. 会合の概要

(1) 規律方式

規律方式について、我が国、韓国等の「資源に悪影響のある補助金を限定して禁止すべき」との主張とNZ、米等フィッシュグループの「原則禁止（少数の例外）」の主張が引続き対立。

(2) 漁船建造補助金

我が国から、香港閣僚宣言を踏まえ、昨年2月に提出した日韓台共同提案のうち、「漁船建造補助金」に関する具体的な禁止の条件に関するペーパーを提出。（新船建造・修繕の際に、総トン数等が被代船より上回れば禁止。）

これに対し、台湾が支持。一方、NZ、豪、米等フィッシュグループは、既に過剰な漁獲能力が存在する以上現状維持でも漁船建造への補助は認められない等、厳しい意見を提起。

4. 今後の日程

- 5月上旬（予定） ルール交渉会合（予定）
- 7月（予定） 交渉議長によるアンチダンピング及び漁業補助金の規律条文案（議長案）の提示予定（それに向け、速やかに、具体的な条文案提出を行うよう各国に要請。）

(参考) 香港閣僚宣言（昨年12月）における記述

「過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止すること等により漁業補助金規律を強化すべきとの広範な合意があることに留意し、作業を行う」